

(ここには本局が受付時に
バーコードを貼付)

特許・実用新案・意匠証書送付請求及び公報発行猶予請求に関する請求書

(本請求書の書式、順番は勝手に変更しないこと。 レ でご表示)

【請求番号】

【事由】22102

【請求日】

一、請求人

【氏名または名称】(中文/英文)(署名または捺印) 【ID】

【代表者】(中文/英文)(署名または捺印)

【居所または勤め先の住所】(中文/英文)

【国籍】(中文/英文)

【電話及び内線/ファックス/携帯電話】

【E-MAIL】

弁理士 (複数の弁理士の場合、この欄を完全に複製した後順番通りご記入)

【氏名】(捺印) 【ID】

【証書記号番号】

【住所または居所】

【連絡電話及び内線】

【E-MAIL】

二、特許・実用新案・意匠証書送付請求

証書料1000元と1年目分の年維持費計2500元(合計3500元)、及び2～ 年目分の年維持費計 元、合計 元
を納付。

特許・実用新案・意匠年維持費軽減対象となる： 自然人 学校 中小企業

証書料1000元と1年目分の年維持費計1700元(合計2700元)、及び2～ 年目分の年維持費計 元、合計 元
を納付。

【納付方式】 現金納付 郵政局発行の為替手形 一覽払い小切手 (受取人:経済部智慧財産局)

郵貯送金 (口座番号:00128177、口座名称:経済部智慧財産局)

指定された口座から自動的に振込される (口座番号:)

ATMによる振込 (銀行コード:006、本局の口座番号:0877705658811。取引明細書の正本を本請求書とともにご提出)

【特許】1～3年目は毎年年維持費2500元、4～6年目は毎年年維持費5000元。【実用新案】1～3年目は毎年年維持費2500元、4～6年目は毎年年維持費4000元。【意匠】1～3年目は毎年年維持費2500元、4～6年目は毎年年維持費3500元。年維持費軽減対象となる者に対し、1～3年目は毎年800元軽減、4～6年目は毎年1200元軽減。逐年請求、または一括で数年分を請求可。

三、公報発行猶予請求(3カ月超過不可)

【公報発行猶予の期限】 カ月

【公報発行猶予の理由】